議案付託

六月十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五八号）　経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

六月十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案（小野次郎外七名発議）

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎外七名発議）

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案（小野次郎外四名発議）

国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎外二名発議）

幹部国家公務員法案（小野次郎外四名発議）

会計検査院法の一部を改正する法律案（連舫外三名発議）

予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（連舫外二名発議）

質問主意書提出

六月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問主意書（大河原雅子提出）（第一一〇号）

地域ケア会議に関する質問主意書（大河原雅子提出）（第一一一号）

介護保険の不正受給をチェックするシステムに関する質問主意書（はたともこ提出）（第一一二号）

答弁書受領

六月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員谷岡郁子提出原子力損害賠償支援機構の役員に関する質問に対する答弁書（第一一〇号）

参議院議員樽井良和提出コンテンツの表現の規制に関する質問に対する答弁書（第一一一号）

参議院議員藤末健三提出発電所設置に係る環境影響評価の評価期間の短縮に関する質問に対する答弁書（第一一二号）

参議院議員藤末健三提出公職の選挙における通称の認定に関する質問に対する答弁書（第一一三号）

報告書提出

六月十一日委員長から次の報告書を提出した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）審査報告書

株式会社海外需要開拓支援機構法案（閣法第三二号）審査報告書

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第二九号）審査報告書

民法の一部を改正する法律案（参第六号）審査報告書

報告書及び文書受領

六月十一日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十四年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十四年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十四年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

また、同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十四年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十四年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度観光施策」についての文書を受領した。

人事異動

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　中石　斉孝

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（六月十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月十二日フィリピン国の独立記念日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月十二日ロシア国の国祭日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

平成二十五年六月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が平成25年６月11日付第６回定時総会において、会員理事に選任された。

役職	氏名
会員理事	幸野　良治

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月十一日（火）

○国会提出案件（抜粋）

一、平成二十四年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置について（決定）（内閣官房）

一、「平成二十四年度食料・農業・農村の動向」及び「平成二十五年度食料・農業・農村施策」について（決定）（農林水産省）

一、「平成二十四年度土地に関する動向」及び「平成二十五年度土地に関する基本的施策」について（決定）（国土交通省）

一、「平成二十四年度観光の状況」及び「平成二十五年度観光施策」について（決定）（国土交通省）

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人山口晴夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年６月13日　静岡地方法務局

元当局所属公証人新井克美の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年６月13日　宮崎地方法務局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年７月12日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21501004534②有限会社テック③中村　隆史④北海道札幌市中央区北15条西15丁目３―15

①20401007224②有限会社フィオーレ③細谷　博―④北海道札幌市東区東苗穂10条２丁目11―19

平成25年６月13日

北海道財務局長　吉田　英都